

## 「ぎふし共育都市プロジェクト」企画運營業務委託仕様書

### 1. 事業名

「ぎふし共育都市プロジェクト」企画運營業務委託

### 2. 業務期間

契約締結日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日まで

### 3. 業務の範囲

- (1) チラシの作成
- (2) ロゴの作成
- (3) プロジェクト全体の企画運営
- (4) プロジェクトに係る各事業の実施
- (5) アンケート調査の実施
- (6) その他、上記に付随する業務

### 4. 業務内容

以下の業務を実施すること。ただし、それぞれの項目で示した要件は最低限の内容であり、この内容を上回る提案を妨げるものでない。また、業務の詳細については選定事業者の提案をもとに協議の上、決定するものとする。

なお、「ぎふし共育都市プロジェクト」を全庁的な取り組みとするため、特に関連が深い「男女共同参画（市民参画部）」や「保健事業（健康部）」との連携や役割分担などを具体的に示した上で、提案を行うこと。

- (1) 本プロジェクトの啓発・募集に係るチラシを 20,000 枚作成すること。あわせて、チラシのデジタルデータ（PDF 形式）を岐阜市に提供すること。なお、事業予算は 200 千円以内とする。
- (2) 本プロジェクトのロゴを作成すること。あわせて、ロゴのデジタルデータ（PDF 形式）を岐阜市に提供すること。
- (3) プロジェクト全体のスケジュール管理や連携方策の検討など、プロジェクト全体に関する企画運営を行うこと。なお、事業予算は、(2)、(3)を合わせて、本プロジェクト全体の 10%以内とする。
- (4) 以下の各事業を実施すること。

#### (ア) パパ大学

＜概 要＞ 男性向けの育児参画に関する連続講座を開催する。加えて、パートナーの女性向け講座を合わせて行う。

＜対 象＞ 妊娠中のパートナーを持つ男性（プレパパ）  
未就学児の子どもを持つ父親（パパ）  
プレパパ及びパパのパートナーの女性

#### ＜事業概要＞

【回 数】 週 1 回×3 回を 1 クールとする連続講座を合計 5 回開催する。  
※クールごとに対象者を「プレパパのみ」や「パパのみ」などと限定しても構わない。

【時 間】 1 回あたり 2 時間程度

【参加人数】 1 クールあたり 25 人程度

- 【参加費】 無料
- 【講座内容】 基本的な育児・家事スキルの向上、産前・産後の女性の身体的・精神的変化に関する知識の習得、子どもとの遊び方、地域での関わり方など、男性の育児参画を支援するための講座を多角的に実施すること
- 【講師】 それぞれの専門分野の講師に依頼し、講座を行うこと
- 【開催場所】 原則として市有施設で開催することとし、会場の使用・連絡調整等の手続きを行うこと
- 【女性向け講座】 パートナーである女性と一緒に参加できるよう、同時刻、同施設内で女性向け講座を実施すること
- 【事業予算】 5,100 千円以内
- 【その他】 必要に応じ、参加者の子どもを預かる一時保育を実施すること

(イ) 父子旅行～ko-to-trip～

<概要> 父親と子どもだけの父子旅行を開催する。

<対象> 未就学児の子どもとその父親

<事業概要>

- 【回数】 6回  
※複数の行き先を準備し、参加者が選択できるようにすること
- 【日数】 日帰り
- 【参加人数】 1回当たり 20組の父子  
※父親1人に対し、子どもが2人以上となる場合もある
- 【参加費】 無料。ただし、施設入場料等を別途実費徴収することは可とする。
- 【交通手段】 借上げバスなど  
※初めての旅行でも参加しやすい交通手段とすること
- 【行き先】 水族館、動物園、キャンプ場など  
※父子が安心して過ごせる場所を選定すること
- 【プログラム】 6回のうち2回以上は、デイキャンプなどで体験プログラムを実施すること  
また、行き帰りのバスなどの中では、父子のふれあいなどにつながるプログラムを実施すること。
- 【事業予算】 2,212 千円以内
- 【その他】 父子旅行をサポートするためのスタッフ（保育士や NPO 関係者、先輩パパなど）を配置すること

(ウ) 新聞特集

<概要> 新聞（メディア）に父親のための様々な子育て支援情報を掲載した特集記事（全面広告）を連載する。

<事業概要>

- 【回数】 平成 31 年（2019 年）8 月及び 10 月～平成 32 年（2020 年）1 月  
月 1 回以上（全 5 回以上）  
※掲載日は土曜日又は日曜日とし、第 1 土曜日など予め定められた日とすること
- 【掲載紙】 岐阜県内において世帯普及率 10%以上であること

- 【掲載サイズ】 全 15 段以上（1 ページ以上）
- 【掲載記事】 「パパ大学」や「父子旅行～ko-to-trip～」への同行取材、参加した父親の声、父親の育児・家事ワンポイントアドバイス、共育企業の紹介、父子で楽しめる施設・イベント情報など、男性の育児参画支援につながる記事を掲載すること
- 【事業予算】 6,750 千円以内

(エ) 共育企業・ネットワーク

＜概 要＞ 父親の育児参画を積極的に支援する企業を「共育企業」に認定するとともに、共育企業をネットワーク化し、企業の意識啓発を図る。

＜事業概要＞

- 【基準作成】 「共育企業」の認定基準を策定すること
- 【周知啓発】 啓発用ツールを作成し、各種団体等の協力を得た上で周知を図ること  
また、より多くの企業が「共育企業」の認定を受けたいと感じられるようなインセンティブを開発すること
- 【認 定】 認定基準を満たした企業等を「共育企業」として 50 者程度認定すること  
また、データベース化すること  
※データベース化した情報を岐阜市ホームページ等に掲載する予定である
- 【セミナー】 「共育企業」が集まった「共育ネットワーク」を構築し、合同セミナーを 1 回以上開催すること  
内容・構成は、男性の育児参画の必要性等について理解できるものとし、1 時間半から 2 時間程度のセミナー（講演会）とする  
事業規模は 150 名以上の参加とし、必要に応じ、参加者の子どもを預かる一時保育を実施すること  
原則として市有施設で開催することとし、会場の使用・連絡調整等の手続きを行うこと
- 【事業予算】 7,900 千円以内

(5) 本プロジェクトの効果を測定するためのアンケートを実施すること。なお、事業予算は 1,600 千円以内とする。

(ア) アンケート項目の提案

本プロジェクトの効果を図るとともに、男性の育児参画支援の今後のあり方を検討する上での基礎資料とするためのアンケート項目を提案すること。

(イ) アンケート調査の実施

「(ア) アンケート項目」における検討結果をもとに、調査票を作成し、以下のとおり調査を実施すること。

- ①調 査 対 象：岐阜市在住の 0 歳～5 歳の子どもが属する 1,000 世帯
- ②調 査 方 法：無記名  
対象者に郵送で通知し、パソコン又はスマートフォン等から WEB 回答  
※回答率は 40%程度を想定している。
- ③調 査 期 間 平成 32 年（2020 年）2 月上旬から 2 月中旬

④アンケート調査に係る委託範囲は下表のとおりとする。

	受注者	岐阜市
依頼文、調査票の作成	○	
対象者の抽出及び選定		○
発送用宛名ラベルの作成		○
発送用封筒（角 2 サイズ）の準備	○	
調査票等の封入・封緘、ラベル貼り	○	
郵送経費（発送用）	○	

(ウ) 調査結果の集計・分析等

(イ) で実施したアンケート調査について、以下のとおり、集計・分析等を行うこと。

(i) 回答データを単純集計、クロス集計等により必要な集計を行うこと。

(ii) 記述式回答、設問の「その他」、調査表末尾の自由記載欄への記述部分について、文意を損ねない程度の修正を加え、事項区分した上で報告書に記載すること。

(6) 上記 (1) ～ (5) に付随する業務を実施すること。

## 5. 提出書類

(1) 着手届

契約締結後、速やかに本委託業務の着手届を提出すること。

(2) 事業計画書

契約締結後、速やかに本委託業務のスケジュール及び実施計画書を作成し、岐阜市の承諾を得ること。

(3) 業務主任者届

契約締結後、速やかに本委託業務の業務主任者を選定し、岐阜市の承諾を得ること。

(4) 事業報告書

毎月の事業実施状況について、翌月 10 日までに報告すること。なお、平成 32 年（2020 年）3 月分については、平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までに報告すること。

(5) 研修等実施報告書

「パパ大学」及び「父子旅行～ko-to-trip～」等の参加者に対して、内容に関する満足度や参加後の心境等の変化などについてアンケート調査を実施し、集計及び分析を行うとともに、事業実施後、開催日時、内容、参加人数、記録写真、アンケート調査結果等を記載した報告書を作成し、平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までに提出すること。

なお、記録写真については報告書に添付するとともに、デジタルデータでも提出すること。

(6) アンケート結果報告書

「5. 業務内容 (4)」で実施したアンケート結果等を記載した報告書を平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までに提出すること。

(7) 業務完了届

委託業務終了後、直ちに委託業務完了届を提出すること。

## 6. 情報セキュリティ

本業務実施にあたっては、以下の情報セキュリティ要件に従うこと。

- (1) 受注者（受注者から再委託を受ける事業者も含む。以下同じ。）は、本業務の従事者に対し、岐阜市個人情報保護条例や岐阜市情報セキュリティポリシー等の諸規定を遵守させなければならない。
- (2) 受注者は、契約履行のため事前に従事者に対し十分な情報セキュリティ教育を行わなければならない。
- (3) 受注者は、本業務で取り扱う個人情報や機密情報、発注者から入手する資料及び作成する資料（以下「情報資産」という。）等について、厳重に管理しなければならない。また、情報資産の受渡し、運搬について、発注者の指示に従うものとする。特に個人情報を取り扱う場合には、別紙1「個人情報取扱特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (4) 受注者は、情報資産の保管管理については、発注者に対して一切の責を負うものとし、情報資産を発注者の指定した目的以外に使用すること及び第三者へ提供することを禁止する。
- (5) 受注者は、この契約による事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (6) 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託した場合、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の全ての行為について、発注者に対して責任を負わなければならない。
- (7) 受注者は、業務終了後、発注者から入手した情報資源を返還または発注者の指示する方法で完全に消去・廃棄し、その旨の証明を書面にて発注者に通知しなければならない。
- (8) 受注者は、情報セキュリティ対策の実施状況について、契約締結後一週間以内に別紙2「情報セキュリティ対策チェックシート」を作成し、提出すること。また、個人情報を取り扱う者について、発注者へ報告するものとし、変更が生じた場合には、事前に報告すること。
- (9) 受注者は、情報セキュリティ対策の実施状況を定期的に発注者に報告しなければならない。また、本業務の履行に伴い、緊急に発注者の指示を受けるべき事態が発生した場合は、直ちに発注者に連絡してその指示を受けることとし、発注者の指示を事前に受けることができず応急措置を適宜とった場合は、事後直ちに発注者に報告しなければならない。
- (10) 発注者の情報セキュリティ対策を確認するため、発注者は事前の通知なく受注者の作業場所に立ち入ることができる。
- (11) 本業務に関し情報セキュリティに関する事件・事故等が発生し、発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者は当該事故等を受注者の名称を含めて公表することがある。
- (12) 受注者が前各項の規定に違反した場合、発注者は契約を解除することができる。なお、受注者が受けた損害について発注者は負担しない。
- (13) 受注者は、前各項の規定に違反したことにより発注者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

## 7. 留意事項

- (1) 受注者は、関係法規を遵守すること。
- (2) この業務における成果品及び業務中に作成した資料（写真、イラスト等含む）の所有権、著作権、利用権はすべて岐阜市に帰属するものとする。
- (3) この業務の遂行上知り得た情報等は、岐阜市に許可なく第三者に公表、漏洩等をしてはならない。

- (4) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による「4. 提出書類」の不良個所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、この業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受注者は、この業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ岐阜市に紙面により報告し、岐阜市の承認を得ること。
- (7) 岐阜市との打ち合わせは、業務の進捗上、必要と判断した場合は随時実施すること。
- (8) この業務において、打ち合わせ及びヒアリング等を実施した場合は、速やかに議事録を作成し提出すること。
- (9) 本業務に実際に従事する者の雇用に際し、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働保険法などの関係法規を遵守すること。
- (10) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載がない事項等に関して疑義が生じた場合は、岐阜市と受注者において別途協議のうえ、対応するものとする。